

# 訪問看護ステーション: 利用者と勤務看護師

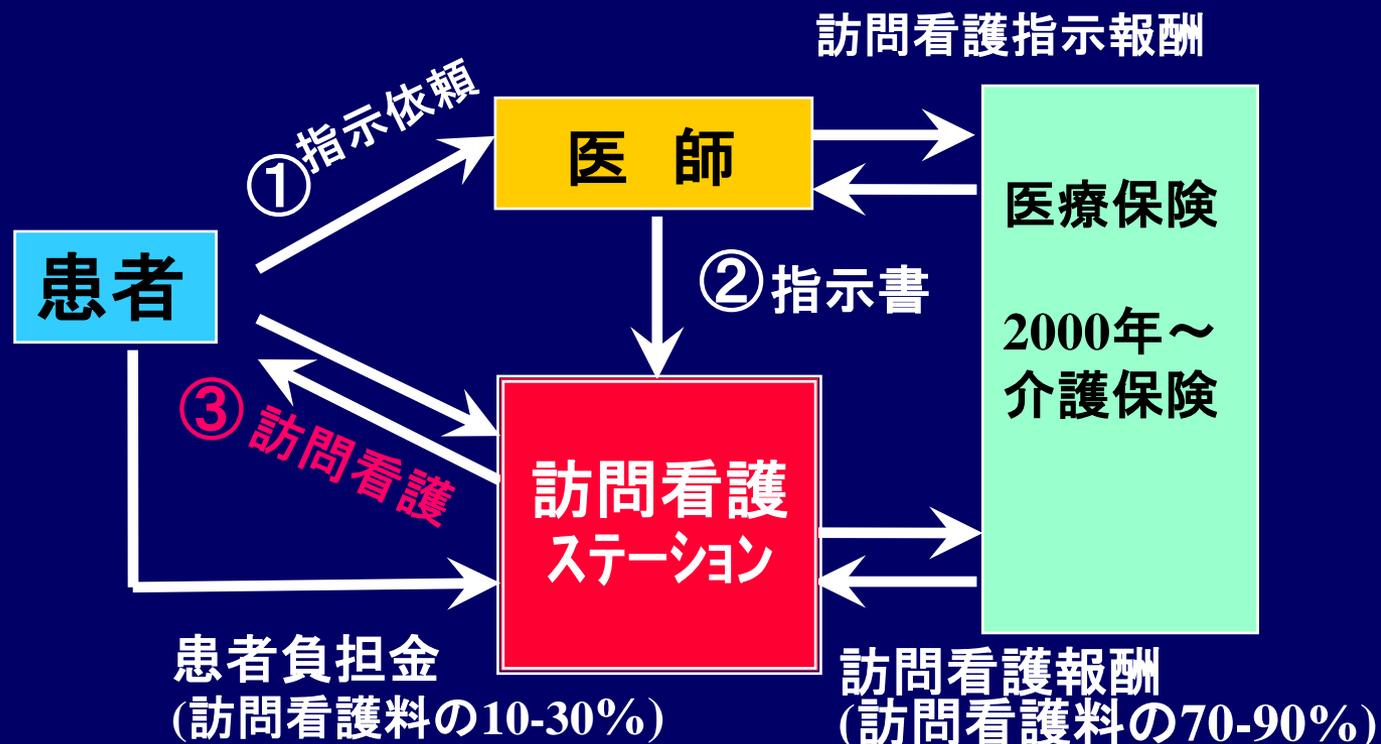
・利用者の獲得には、その候補者を知る必要

・利用者の候補はどこにいるか？

→ 自宅・病院・診療所・居宅(有料老人ホーム、グループホーム、等)

・誰が情報を持っているか？

→ 介護支援専門員、開業医、病院医師・看護師・地域医療連携部、市町村保健師・保健所保健師、地域包括支援センター保健師等



村嶋: 追加資料  
2010.8.9

# 有機的・効率的・効果的ケアシステムの構築には地域の関係機関の連携が必要

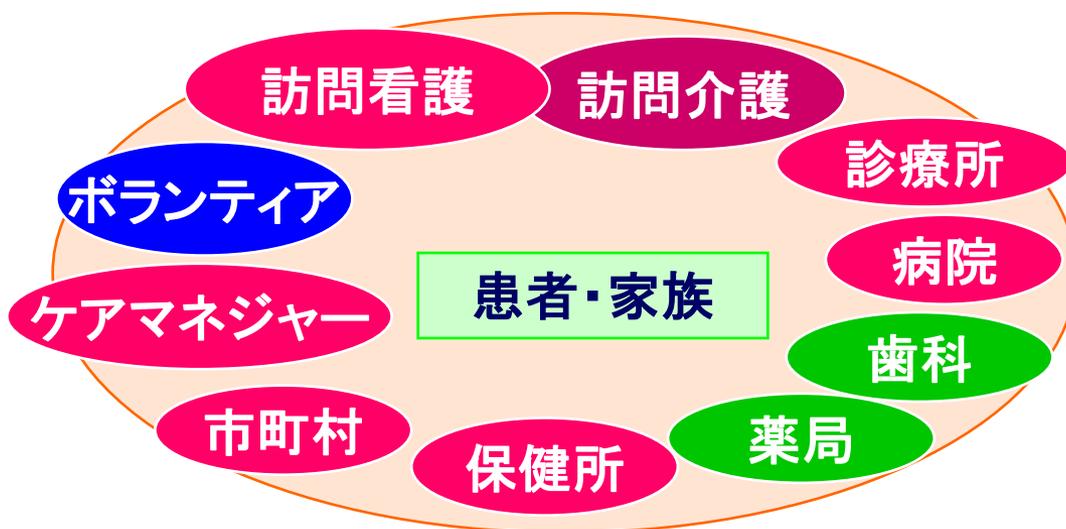


2ヶ月に1回検討会を開催

有機的・効率的・効果的に結びつくことを目指し、滋賀県湖南地域全訪問看護ステーションの管理者(12箇所)、保健所保健師、地域包括支援センター保健師(4市)、研究者らが集い、地域看護の課題と解決方を、2ヶ月に1回程度話し合う



病院と地域の意見交換の場



病院と地域の関係職が意見交換→病院から地域へ、切れ目なくケアを提供できるような方策を検討  
⇒連絡方法の開発等に発展

●地域包括ケアを提供するための取り組みは？

地域を単位とした24時間ケアシステムの構築に、関係機関の看護職が課題と知恵を共有

# 地域の強みに着目した事業戦略

保健所	①住民・療養者	②サービス提供機関	③ネットワーク
A		緩和ケアチームを持つ病院がある	
⇒拠点病院をキーに病院と在宅をつなぐ			
B		在宅の看取りに熱心な診療所・STがある	難病ネットワークがある
⇒既存のネットワークを活かし事例をきっかけに推進			
C		在宅の看取りに熱心なSTがある	
⇒退院支援部署をキーに病院と在宅をつなぐ			
D	住民組織活動が活発	在宅の看取りに熱心なSTがある	
⇒住民のニーズを引き出し、提供体制を構築・強化			

# へき地の訪問看護の研究から (平成18年度)

- 訪問看護は、地域の高齢者が、その土地で生きていくことを支える活動→生存権を守る活動
    - 健康で文化的な生活の保障(憲法25条)
    - 健康および福祉の保持(地方自治法第2条)
  - 訪問看護STの誘致は行政の長の仕事(山梨県)
  - 訪問看護STの人材確保と育成・利用者紹介は町保健師の仕事
  - 地域の人々に提供されている看護の質や、必要な人に提供されているかを調査するのは、保健所保健師の仕事
- 地域保健医療計画、介護保険事業計画で位置づける必要・・・行政の仕事